

大和都市計画道路に関する都市計画の 変更案を作成するための公聴会

大和都市計画道路の変更について

- 3・3・5 3 (都) 御所高取線の変更 (県決定)
- 3・2・3 (都) 檀原御所線の変更 (県決定)

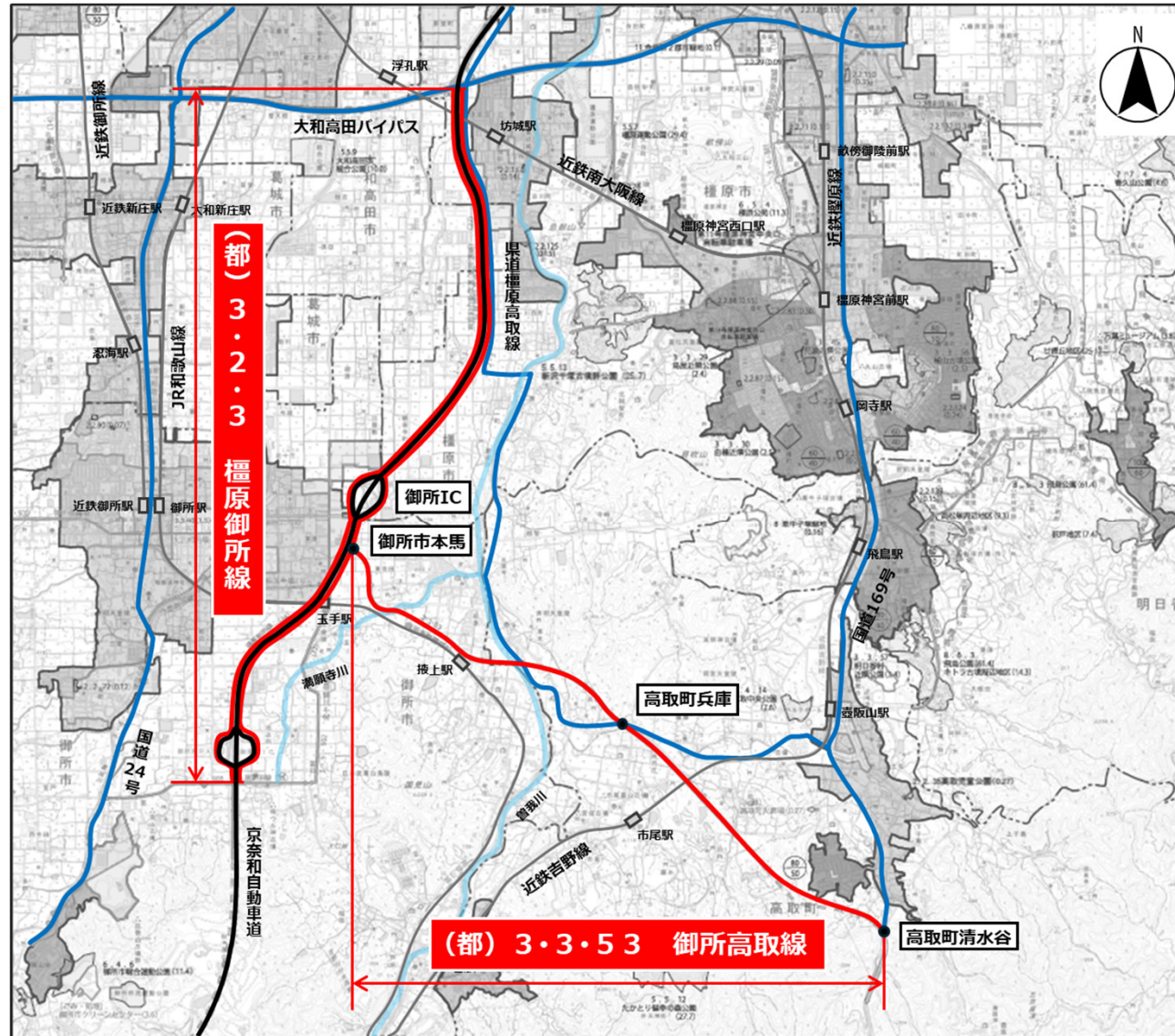
目次

1. 令和元年の都市計画変更の概要
2. (都) 御所高取線の変更概要
3. (都) 榎原御所線の変更概要
4. 今後の都市計画の手続き
5. 建築の規制

1. 令和元年の都市計画変更の概要

1. 令和元年の都市計画変更の概要

(1) 対象としている都市計画道路

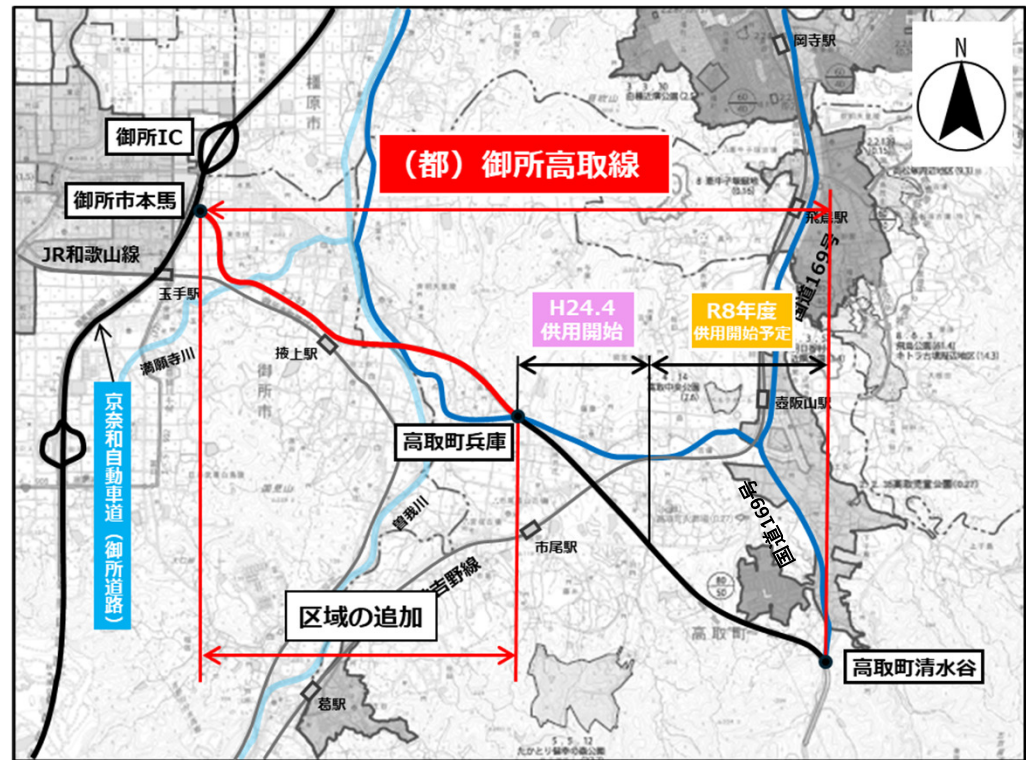


1. 令和元年の都市計画変更の概要

(2) 都市計画道路の概要

3・3・5 3 (都)御所高取線

- 【起 点】 御所市本馬
- 【終 点】 高取町清水谷
- 【延 長】 約6.2km
- 【幅 員】 26m
(21m~43m)
- 【車線数】 4車線



- ◆ 令和元年に都市計画変更
 - ・ 橿原市川西町から高取町兵庫の区間を廃止
 - ・ 御所市本馬から高取町兵庫の区間を都市計画決定
 - ・ 名称を御所高取線に変更

1. 令和元年の都市計画変更の概要

(3) 整備の必要性

- ◆ (都) 御所高取線は、京奈和自動車道と国道169号を結ぶ道路となります。京奈和自動車道と国道169号とのアクセス性向上による、中南和地域の活性化及び災害に強い道路ネットワークの形成を図るため、整備が必要です。
- ◆ 「奈良県道路整備基本計画」において、県土の骨格を形成すべき、特に重要な路線網である「骨格幹線道路ネットワーク」として、(都) 御所高取線を位置付けており、重点的な整備を推進することとしています。



1. 令和元年の都市計画変更の概要

(4) 主な整備効果

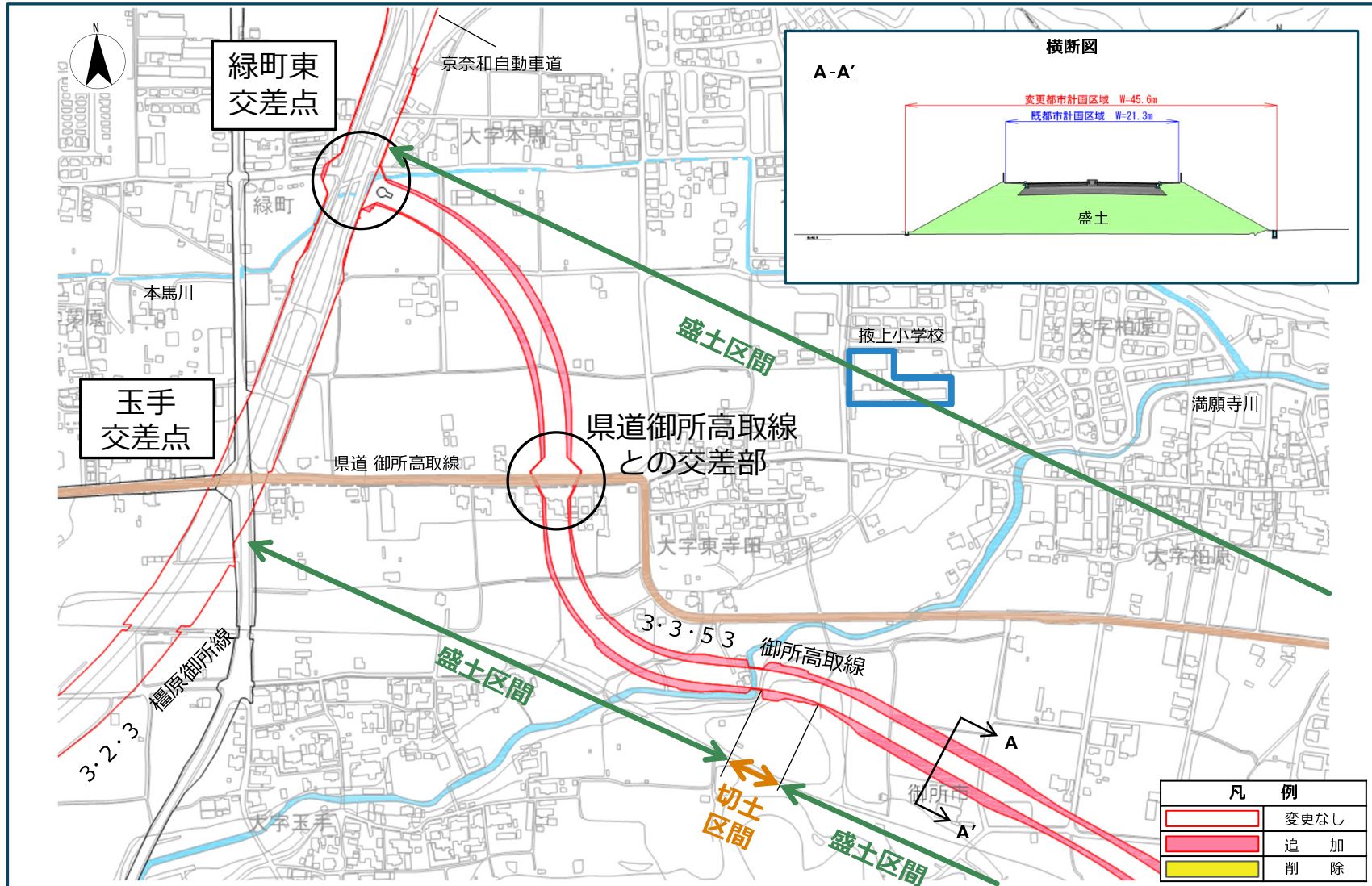
都市計画道路 御所高取線の整備により、以下の効果があります。

- ◆ 京奈和自動車道と国道169号とのアクセス性向上による、中南和地域の活性化、及び、災害に強い道路ネットワークの形成
- ◆ (都) 御所高取線に通過交通が転換されることによる、国道169号等の混雑の緩和及び周辺生活道路の交通安全性の向上
- ◆ 車道の両側に歩道が整備されることによる安全で快適な歩行空間の確保

2. (都) 御所高取線の変更概要

2. (都) 御所高取線の変更概要

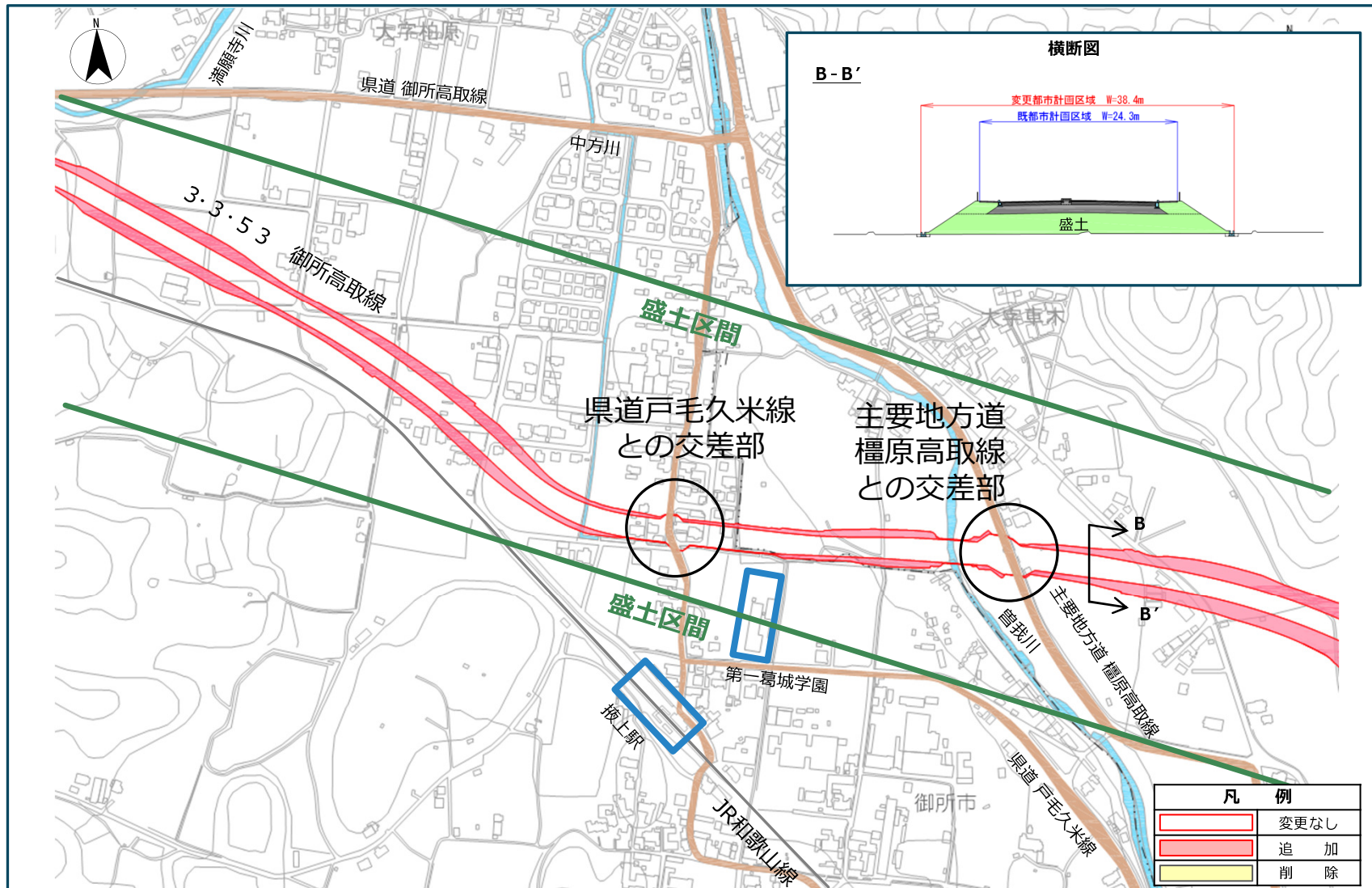
(2) (都) 御所高取線の変更の内容 (新旧対照図)



〔測量法に基づく国土地理院長承認 (使用) R 7JHs 760〕

2. (都) 御所高取線の変更概要

(2) (都) 御所高取線の変更の内容 (新旧対照図)



[測量法に基づく国土地理院長承認 (使用) R 7JHs 760]

3. (都) 檀原御所線の変更概要

3. (都) 榎原御所線の変更概要

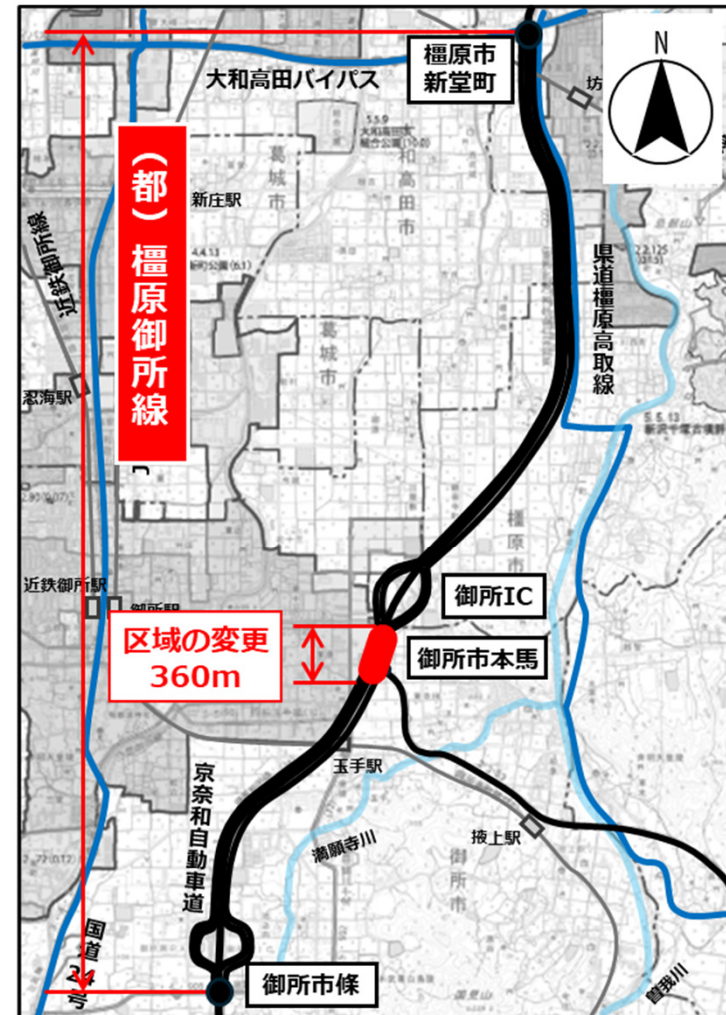
(1) (都) 榎原御所線の変更の概要

【区 間】 (起点) 榎原市新堂町
(終点) 御所市條

【延 長】 約6.9km

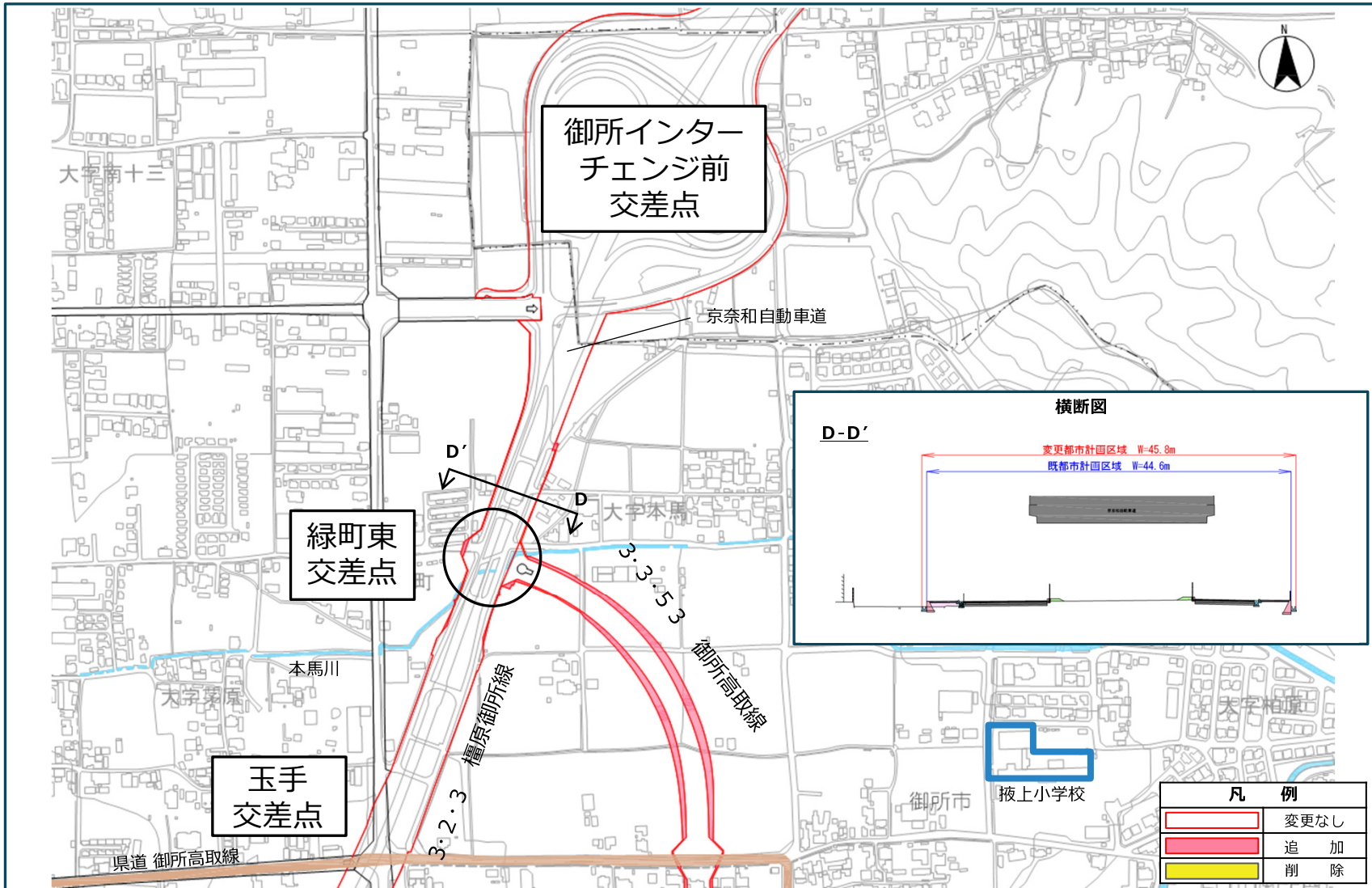
《 変更の内容 》

- ◆ 御所インターチェンジ前交差点（御所市本馬）から緑町東交差点（御所市本馬）までの約360mの区間につきまして、測量・設計等の結果を踏まえ道路構造の詳細が確定し、法面の範囲など道路の区域が明確になったことに伴い、都市計画の区域変更



3. (都) 榎原御所線の変更概要

(2) (都) 榎原御所線の変更の内容 (新旧対照図)



〔測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 7JHs 760〕

4. 今後の都市計画の手続き

4. 今後の都市計画の手続き

(1) 都市計画で定める内容

- ◆ 路線 縮尺 1 / 2, 500 の地図上に、位置および区域を表示
- ◆ 基本的な構造 道路の車線数、幅員、構造形式 (平面、高架など)

計画書 (御所高取線)

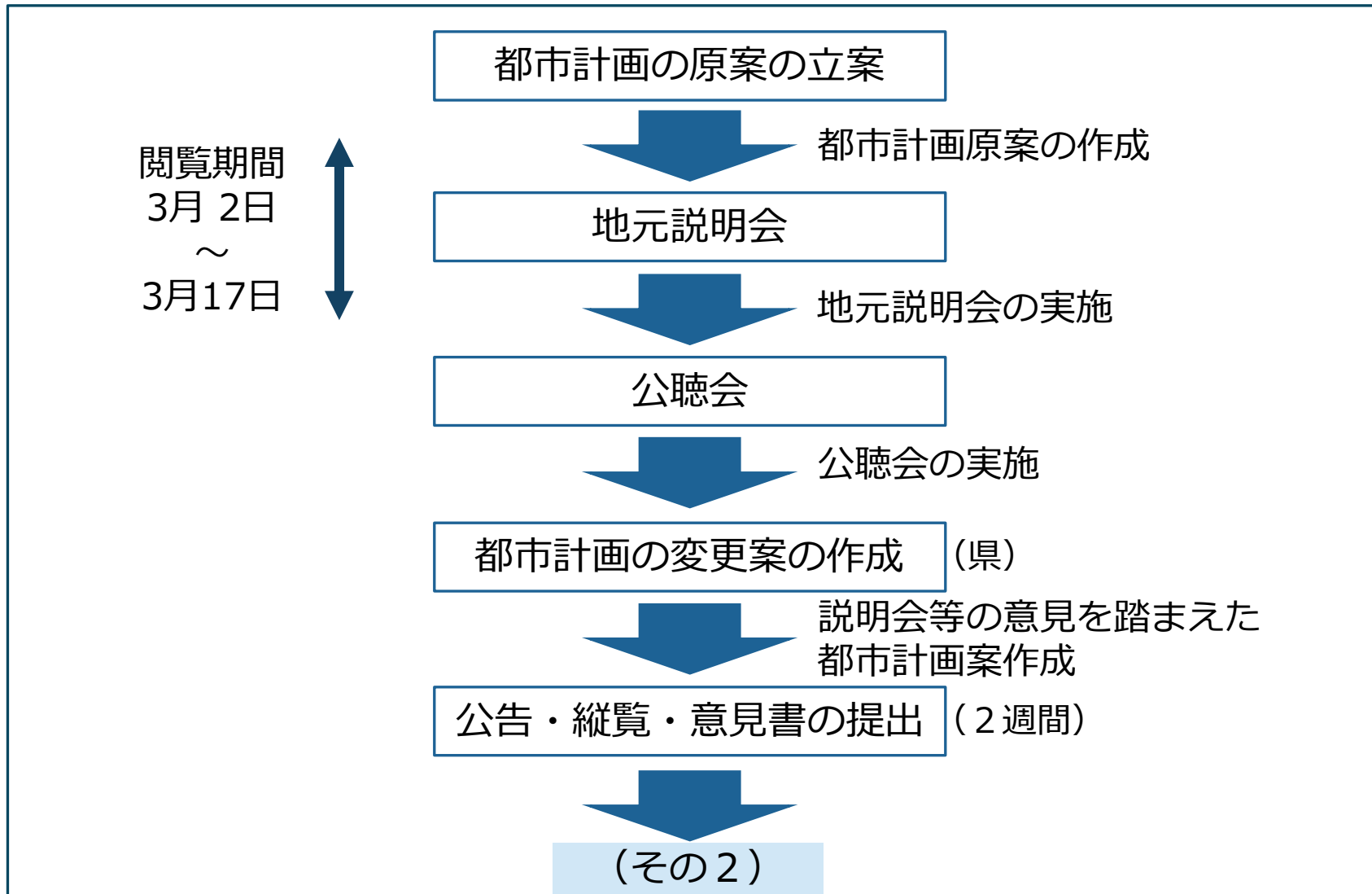
種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な經過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・3・53	御所高取線	御所市 大学本馬	高取町 大学清水谷	御所市 大学長手、 大学兼寺田、 大学杉原、 高取町 大学華木、 大学兵庫、 大学田井庄、 大学藤巻、 大学羽内、 大学松山、 大学吉備	約 6,200m		4 車線	26m (21m~43m)	自動車専用道路と立体交差 近畿吉野線と立体交差 幹線街路と平面交差 1 箇所	
	構造形式の内訳		高取町 大学田井庄	高取町 大学藤巻		約 400m	地上式		26~30m		
			高取町 大学松山	高取町 大学清水谷		約 780m	地下式		21m		
						約 5,020m	地表式		21.25m~43m		

計画書 (檀原御所線)

幹線街路	3・2・3	檀原御所線	檀原市 新室町	御所市 大学篠	御所市 大学出屋敷、 大学北十三、 大学本馬、 大学茅原、 大学玉手、 大学蛇六、 大学池之内、 大学室	約 6,900m	地表式	2 車線	38m (38m~350m)	近鉄南大阪線と立体交差 J R 和歌山線と立体交差 自動車専用道路と立体交差 2 箇所 北十三富田線と立体交差 西柏玉手線と立体交差 幹線街路と平面交差 4 箇所
車線数の内訳						4 車線			約 300m	
						2 車線			約 6,600m	

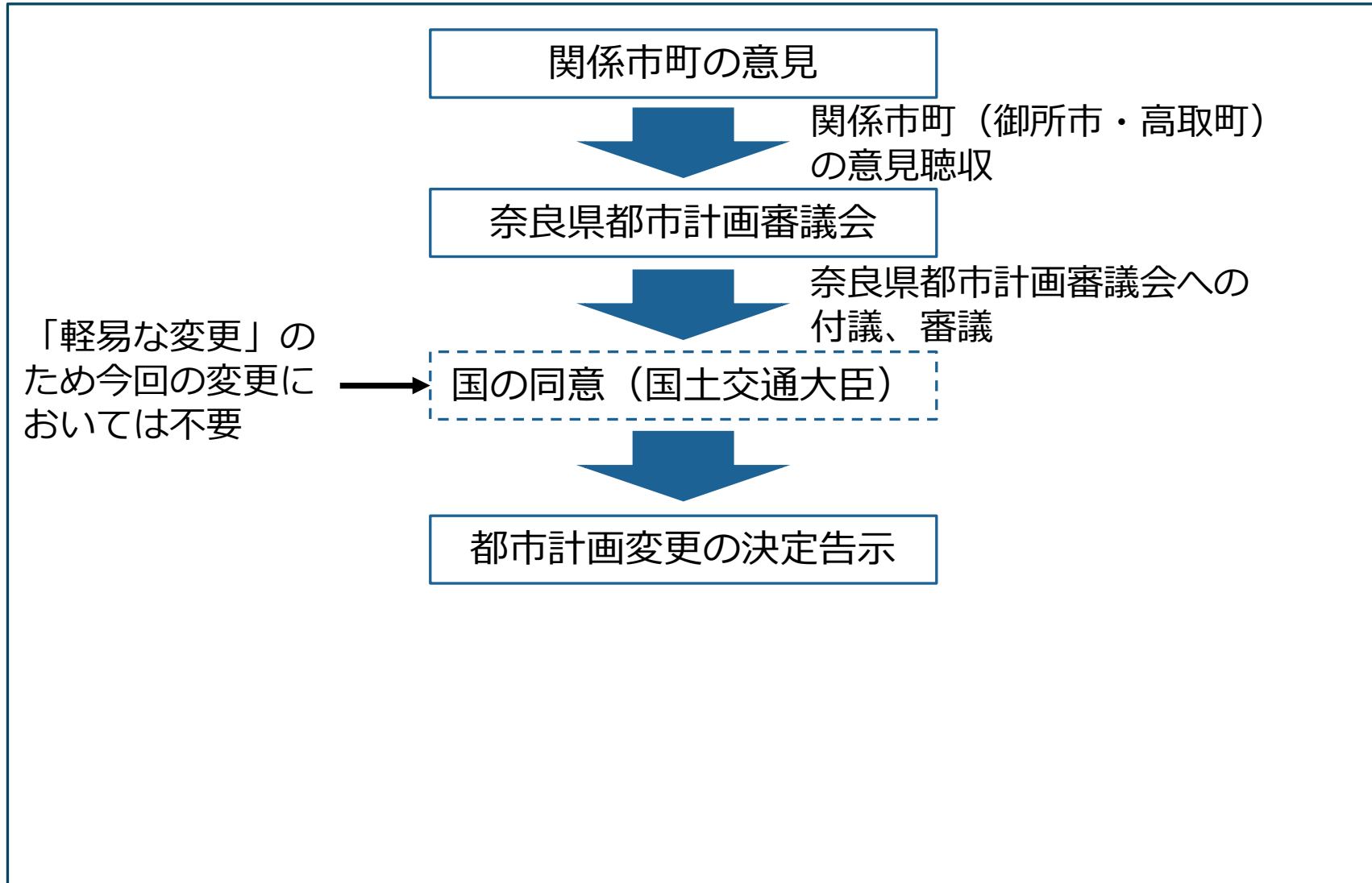
4. 今後の都市計画の手続き

(2) 都市計画の手続きの流れ (その1)



4. 今後の都市計画の手続き

(2) 都市計画の手続きの流れ (その2)



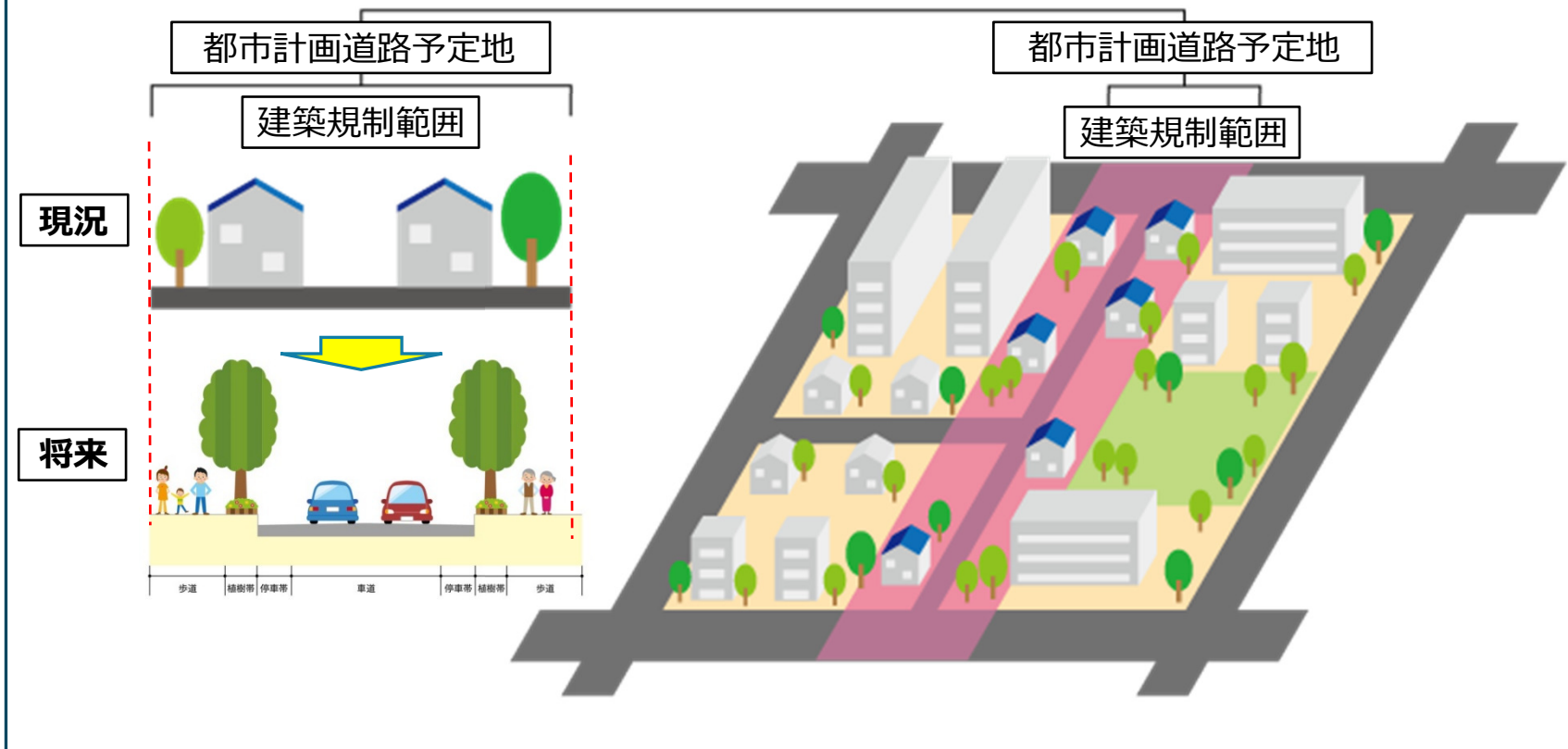
5. 建築の規制

5. 建築の規制

(1) 都市計画法第53条

- ◆ 都市計画決定後は、都市計画法第53条により定められた建築の規制を受けることとなります。

《 計画区域内での建築規制 》



5. 建築の規制

(2) 都市計画法第53条第1項の規定による建築の許可

- ◆ 都市計画施設等の区域内において建築物を建築する場合は、知事等の許可が必要となります。

(3) 都市計画法第54条の規定による許可の基準

- ◆ 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと
- ◆ 主要構造物が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること
- ◆ これらの要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除去できると認められること